



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

# 川崎市環境影響評価等技術指針

[解説付]

川 崎 市



はじめに

川崎市では、昭和 51 年 10 月に、全国に先駆け川崎市環境影響評価に関する条例を制定し、市内で行われる開発事業等が環境に与える影響についての調査、予測及び評価の内容を公開し、さらに公聴会等を通じて住民等の意見を求める制度を確立し、良好な地域環境の保全と創造に大きな役割を果たしてきました。

その後、平成 9 年に環境影響評価法が制定され、方法書手続や事後調査等、本市の条例には規定されていない新たな手法の導入が図られたこと等を受け、平成 11 年 12 月に条例を全面的に改正し、平成 12 年 12 月に新たな条例を施行しました。条例の規定に基づき、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本的な指針である地域環境管理計画と、環境影響評価、事後調査等の適切な実施に資するため、環境影響評価項目に係る予測及び評価手法等の技術的事項を定めた環境影響評価等技術指針を策定し、これまでに 180 件を超える環境影響評価の手続が実施されてきました。

本書は、技術指針[解説付]と資料編の 2 部構成となっており、資料編には、川崎市環境影響評価に関する条例、同条例施行規則及び地域環境管理計画を収めています。

この技術指針が、本市環境影響評価制度について、広く市民、事業者の皆様理解していただくための一助となるとともに、環境影響評価等の適正な実施に資することを願うものです。

令和 3 年 3 月  
川 崎 市



## 川崎市環境影響評価等技術指針の変遷

平成13年12月 初版発行

現行条例施行に伴い、旧条例で環境影響評価の指針としていた「地域環境管理計画」を「地域環境管理計画」と「環境影響評価等技術指針」の二つに分離し、前者は環境影響評価項目ごとの環境保全水準や環境配慮項目を定め、後者は環境影響評価に係る調査、予測及び評価手法等の技術的事項を定めた。

平成19年4月 全訂新版

京都議定書目標計画の策定、環境影響評価法に基づく基本的事項の改定等に伴い、地域環境管理計画に規定する環境影響評価項目に「温室効果ガス」「生態系」「人と自然とのふれあい活動の場」を追加した。また、技術指針の構成及び内容をわかりやすく編集し、調査、予測及び評価の手法等の詳細な内容について、新たに解説を加えた。〔解説付となる。〕

平成23年4月 第2次改訂版

地球温暖化対策の推進に関する条例の施行に伴い、環境影響の調査、予測及び評価を行うに当たり「温室効果ガス」を選定すべき事業種、規模について追加、拡充した。

平成24年1月 第3次改訂版

環境基本計画の全面改定に伴い、環境配慮計画書に係る環境要素及び項目について見直しを行った。

平成25年4月 第4次改訂版

環境影響評価に関する条例及び施行規則の一部改正に伴い、計画段階における環境配慮計画書制度手続における予測及び評価手法等を追加した。

平成19年4月以来、全面的に環境影響評価項目等について整理及び検討し、騒音に係る新たな知見、地上デジタル放送完全移行など評価項目を取り巻く状況の変化やこれまでの運用上の課題に対応した。

平成28年1月 第5次改訂版

環境基本法の改正により放射性物質が環境法制の対象であることが法的に明確化されたことなどから、環境配慮項目に「放射性物質」の項目を追加し、配慮の内容は「放射性物質の使用、保管、処分、排出等に係る漏洩防止等」とした。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、環境影響評価における温室効果ガスに「三ふっ化窒素」を追加した。

平成31年4月 第6次改訂版

航空機騒音に係る環境基準の一部改正に伴い、航空機騒音の予測項目等の整備を行った。

令和3年3月 第7次改訂版

環境基本計画の改定等の関連計画の動向や新たな環境課題等を踏まえ、地域環境管理計画に規定する環境影響評価項目を再編するとともに、環境配慮項目に「生物多様性」「気候変動の影響への適応」を追加した。

平成25年4月以来、全面的に環境影響評価項目等について整理及び検討し、「温室効果ガス」の選定目安を拡充するなど、環境影響評価項目を取り巻く状況の変化やこれまでの運用上の課題に対応した。

## < 目 次 >

第1章	総論	1
第1	趣旨等	1
第2	計画段階における環境配慮計画書に係る基本的事項	3
第3	環境影響評価の基本的事項	5
第2章	環境影響評価等の実施に係る手順	7
第1	環境配慮計画書の作成手順とその構成	8
第2	環境配慮計画見解書の作成手順とその構成	14
第3	方法書の作成手順とその構成	16
第4	準備書の作成手順とその構成	24
第5	見解書の作成手順とその構成	32
第6	評価書の作成手順とその構成	34
第7	事後調査報告書の作成手順とその構成	36
第3章	環境保全のための措置	41
第1	環境保全のための措置の目的	41
第2	環境保全のための措置の考え方	41
第3	環境保全のための措置の検討における留意事項	42
第4章	環境影響評価関連図書作成及び説明会開催に関する留意事項	43
第1	環境影響評価関連図書作成上の留意事項	43
第2	説明会開催に関する留意事項	43
第5章	調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法	45
	(脱炭素化を見据えた地球環境保全)	
第1	地球環境(温室効果ガス)	45
	(大気や水などの環境保全及び資源循環)	
第2	大気(大気質)	53
第3	大気(悪臭)	73
第4	水(水質、底質)	81
第5	水(水温)	103
第6	地盤(地下水位、地盤沈下及び変状)	111
第7	土壌汚染	121

第8 騒音・振動・低周波音	130
第9 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）	148
（自然共生）	
第10 水象（水量、流量、流出量）	157
第11 水象（湧水）	164
第12 水象（潮流）	171
第13 生物（植物、動物、生態系）	178
第14 緑（緑の質、緑の量）	193
第15 人と自然とのふれあい活動の場	204
第16 歴史的文化的遺産	212
第17 景観	220
（安心・快適な生活環境確保）	
第18 構造物の影響（日照障害）	228
第19 構造物の影響（テレビ受信障害）	235
第20 構造物の影響（風害）	242
第21 コミュニティ施設	253
第22 地域交通（交通安全、交通混雑、地域分断）	260
第23 地形・地質（土砂流出、崩壊、斜面安定）	272
第24 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）	280
第6章 地域環境管理計画に掲げる地域別環境保全水準の具体的数値等	289
別表一1 環境影響評価項目	303
別表一2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表	306
別表一3 環境配慮項目	307
別表一4 「環境配慮計画書」の作成にあたって配慮すべき環境要素の項目	308
別表一5 「環境配慮計画書」の環境影響要因・計画段階環境配慮項目の関連表	309
別表一6 地域の概況	310
別表一7 事業別環境影響要因と環境影響評価項目の関連表	311
別表一8 「環境配慮計画書」における予測手法の例	326



# 第1章 総論



## **第1章 総論**

### **第1 趣旨等**

#### **1 趣旨及び制定の根拠**

この環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査等の適正な実施に資するため必要な技術的事項を定めたものである。

環境影響評価、事後調査等の実施に当たっては、この技術指針により適切に行うものとする。

#### **【解説】**

条例第7条第1項において、技術指針には、次の事項を定めるとしている。

- 1 計画段階における配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果に関する事項
- 2 環境影響評価項目並びに環境影響の調査、予測及び評価に関する事項
- 3 環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）に関する事項
- 4 事後調査に関する事項
- 5 その他環境影響評価、事後調査等の実施に関し必要な事項

事業者が条例に定める環境配慮計画書の作成、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の実施並びに図書の作成に当たっては、この技術指針に基づき、対象事業の内容並びに対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況を勘案したうえで、必要な調査、予測及び評価の項目及び対象事業の実施による影響を明らかにするための合理的な調査、予測及び評価の技術的方法を選定し、併せて環境保全のための措置及び事後調査計画を検討する。

#### **2 技術指針の策定・変更**

技術指針については、環境影響評価に関する科学的知見の進展及び環境影響評価の実施事例の実績に応じて、常に適切な判断を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

#### **【解説】**

条例第7条第2項で、「市長は、技術指針について、科学的な知見等により常に適切な判断を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と定めている。

技術指針は、常に適切な科学的判断を加え、所要の変更を行うが、変更するまでの期間内に、最新の合理的かつ客観的な知見が公表され、又は周知され、社会的な認知が得られている場合は、この知見を活用することができる。

また、同条第3項で「市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとする。」とし、更に、同条第4項で「市長は、技術指針を定め、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。」と定めている。

### 3 用語の定義

本技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。ただし、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

方法書 条例方法書又は法対象条例方法書をいう。

準備書 条例準備書又は法対象条例準備書をいう。

見解書 条例見解書又は法対象条例見解書をいう。

評価書 条例評価書又は法対象条例評価書をいう。

事後調査報告書 事後調査報告書又は法対象事後調査報告書をいう。

## 第2 計画段階における環境配慮計画書に係る基本的事項

### 1 目的

計画段階における環境配慮は、事業の立地計画等の計画段階において地域の環境特性を把握し、環境影響評価を行うに当たり、環境影響を回避し、又は低減するなどの配慮が必要な対象を明らかにし、良好な地域環境・地球環境の保全に資することを目的とする。

#### 【解説】

条例第8条に規定する環境配慮計画書は、計画段階において対象事業に係る複数の計画案（対象計画案）を策定し、地域の環境特性を勘案し、当該対象計画案が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価を行った結果及び環境保全の考え方について、市民の意見を求めるものである。

こうした考察や手続を経ることによって、環境影響評価の調査、予測及び評価を行うに当たり、環境影響を回避し、又は低減するなどの配慮が必要な対象を明らかにし、良好な地域環境・地球環境の保全に資することを目的とするものである。

### 2 対象事業

環境配慮計画書の対象となる事業は、条例第2条に定める指定開発行為の第1種行為等で、市、国、地方公共団体（県）、独立行政法人等が実施するもの、及びそれ以外の者が実施する川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号。以下「規則」という。）第7条第2項で定める事業である。

#### 【解説】

環境配慮計画書の対象事業は、全事業種(15種類)の指定開発行為第1種行為で、市、国、県（神奈川県）及び独立行政法人等(特別の法律により設立された法人)が実施主体となるものや行政が立案するPFI事業等とし、公共性の高い民間事業として電気事業、鉄道事業、道路事業も含めることとする。その他の民間事業は基本的に対象外としているが、自主的に実施できることとしている。また、法の第2種事業で法に基づく配慮書手続を実施しない事業についても対象とする。

### 3 対象項目

環境配慮の対象項目は、別表－4に掲げる環境要素の項目とする。

#### 【解説】

環境配慮の対象項目は、地域環境管理計画の「第3章 環境影響評価項目等」に掲げる「計画段階環境配慮項目」で、技術指針では、別表－4（「環境配慮計画書」の作成に当たって配慮すべき環境要素の項目）に定めている。

これらの環境要素（分野）は、川崎市環境基本計画に掲げる環境要素等に基づいている。

### 4 実施時期

環境配慮計画書の作成については、当該計画の策定過程における、できる限り早期の段階で行う。

#### 【解説】

環境配慮計画書は、事業の基本構想又は基本計画の立案段階で、基本的事項が明確になる時期とし、

位置・規模又は配置・構造の複数案について検討を行うことができる段階において実施する。

### **第3 環境影響評価の基本的事項**

#### **1 目的**

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり事業者自らが、事業の実施に際しあらかじめ環境影響を調査、予測及び評価し、市民等の意見を踏まえた市長意見に基づいて必要な措置を講ずること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮が行われることを確保することを目的とする。

#### **【解説】**

環境影響評価制度の目的の第一は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業又はこれに準ずる事業の実施に際して、事業者が環境の保全に配慮するよう促すことにある。

条例第2条第1号において、環境影響評価とは、事業の実施が大気、水、土、生物等の環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいい、事業についての代替案が存在する場合の当該代替案に係る環境影響と比較検討することを含むと規定している。

#### **2 対象事業**

環境影響評価の対象となる行為は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある条例別表に掲げる事業（指定開発行為）及び環境影響評価法の対象事業である。

#### **【解説】**

環境影響評価の対象となる行為の範囲は、当該事業に係る工事、工事完了後の土地及び工作物の存在、土地等の供用に伴い行われる事業活動その他の人の活動であり、条例別表には、指定開発行為として「埋立て」、「高層建築物の新設」、「住宅団地の新設」、「工場又は事業所の新設」、「電気工作物の新設」、「廃棄物処理施設の新設」等15種類の事業を定め、規則別表第1に対象要件の規模及び行為区分ごとの規模を定めている。

また、法対象事業については、環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項に示される評価項目以外で、地域環境管理計画に定める評価項目について、条例に基づき環境影響評価に関する手続を実施するものである。

#### **3 対象項目**

環境影響評価の対象項目は、別表－1に掲げる環境影響評価項目とする。

#### **【解説】**

環境影響評価の対象項目は、地域環境管理計画の「第3章 環境影響評価項目等」に掲げる「環境影響評価項目」で、技術指針では、別表－1（環境影響評価項目）に定めている。

#### **4 実施時期**

環境影響評価を実施する時期は、事業を実施する区域、事業の規模等事業の基本的な事項に関する計画が確定した段階とする。

#### **【解説】**

本市の環境影響評価制度は、事業の実施による環境影響に着目し、その事業に係る環境の保全につ

いて適正な配慮が行われることを目的としている。したがって、環境影響評価は事業の実施前に行われる必要があることから、条例第 31 条（指定開発行為の着手の制限）及び条例第 68 条（法対象事業の着手の制限）にそれぞれ指定開発行為及び法対象事業の実施制限の規定を設けている。

環境影響評価制度においては、環境影響評価の結果が事業計画や環境保全対策に反映されることを予定しており、この観点から、事業計画が固まる前に環境影響評価を行うことが求められる。しかしながら、条例に規定する環境影響評価が想定する程度の詳細さで調査、予測及び評価を行うためには、調査、予測及び評価を行う際に、ある程度事業の諸元が具体的に想定されることが必要となる。したがって、事業者としてある程度具体的な事業計画を想定できる時期として、規則第 4 条の規定において、事業を実施する区域、事業の規模等事業の基本的な事項に関する計画が確定した段階としているが、事業者が実行可能な範囲で変更が可能な時期に開始されるよう、個別の事業ごとに適切に検討する必要がある。

#### 5 環境影響評価の対象とする環境影響要因の範囲

対象事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下「環境影響要因」という。）の範囲は、当該対象事業に係る工事の実施（以下「工事中」という。）から、工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「供用時」という。）までとする。

#### 【解説】

「環境影響要因」とは、対象事業の実施に伴い発生する環境に影響を生ずるおそれがある行為又は要因をいい、地球環境の保全又は自然環境の保全の視点に立った環境への負荷の低減及び対応措置又は生物多様性の向上等、良好な環境の創出に寄与するプラス面の環境影響要因を含む。

この場合、「行為又は要因」とは、工事中においては、掘削工事、造成工事、建設機械の稼働、工事用車両の走行等を指し、供用時においては、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の存在、施設関連車両の走行、設備等の稼働、その他供用に伴う要因等を指すことから、環境影響要因の範囲は、工事中及び供用時とする。

また、環境影響要因の範囲には、事業の一部として、当該事業が実施される区域にある建築物等の撤去若しくは廃棄が行われる場合又は事業の実施後、当該事業の目的に含まれる建築物等の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去又は廃棄に係る環境影響要因を整理する。

#### 6 環境影響評価の対象とする地理的範囲

環境影響評価の対象とする地理的範囲は、原則として川崎市域（海域を含む。）のうち、当該事業により環境影響が及ぶ可能性のある範囲とし、必要に応じて川崎市の隣接地域を含むものとする。

#### 【解説】

環境影響評価の対象とする地理的範囲は、対象事業実施区域及び事業特性、地域特性等既に入手している情報によって、環境影響評価項目のいずれか 1 つ以上に係る環境影響を受けるおそれのある地域とする。

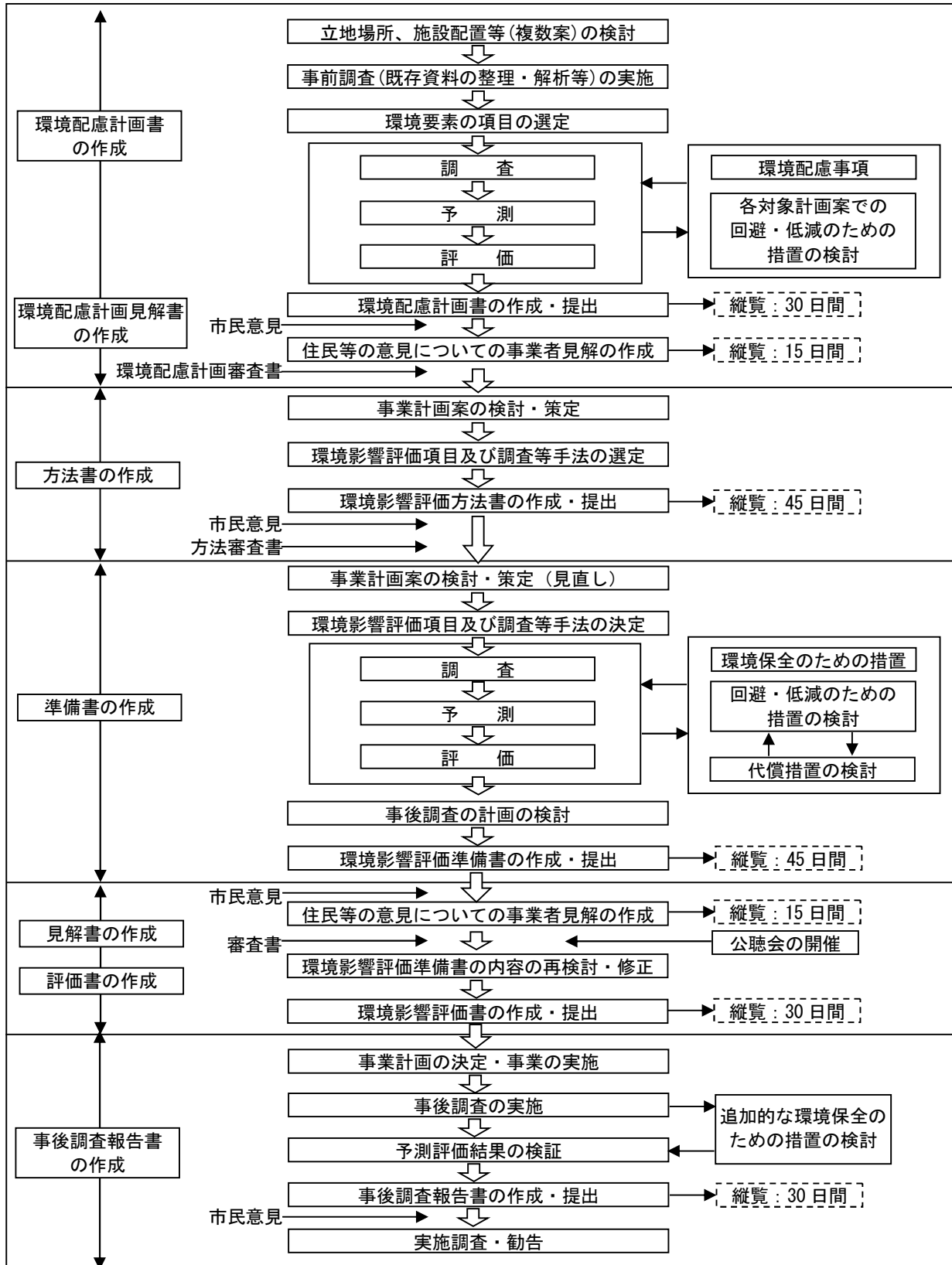


## 第2章 環境影響評価等の実施に係る手順



## 第2章 環境影響評価等の実施に係る手順

環境影響評価等に係る全体の流れは、次のとおりである。



## 第1 環境配慮計画書の作成手順とその構成

条例第8条に規定する環境配慮計画書は、計画段階において対象事業に係る複数の計画案を策定し、当該対象計画案が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行った結果及び環境保全の考え方について、市民の意見を求めるものである。

### 【解説】

条例第8条に規定する事業を実施しようとするものは、計画段階において対象事業に係る複数の計画案(対象計画案)を策定し、当該対象計画案が環境に及ぼす影響について調査、予測・評価を行った結果及び環境保全の考え方等を記載した環境配慮計画書を作成し、これを縦覧に供し、環境保全の見地からの市民の意見を求めるものとしている。

### 1 作成の手順

#### (1) 事業計画の概要

対象事業について、名称、目的、事業主体、位置、区域面積、計画内容、管理計画の内容及び事業立案の経緯等を明らかにする。

#### (2) 計画地及びその周辺地域の環境の特性等の把握

地域環境の現況は、別表－4に掲げる環境要素の項目ごとに、最新の既存資料(経年変化も含む)の整理・解析により、環境の現状を把握するとともに、地域環境の制約要因や国、市等の施策等を明らかにする。

### 【解説】

#### 1 事業計画の概要

対象事業の目的、事業立案の経緯、計画内容のほか、事業計画立案に当たって前提となる地区計画等の内容を明らかにする。

対象計画案については、対象事業の位置・規模の選定、施設の配置・構造や工法等について、複数の案を明らかにする。また、複数の案で共通する環境配慮の方針についても記載することとする。対象計画案の設定に当たっては、事業者が実行することが可能な案(いずれの案が採用された場合でも実行が可能なもの)を検討することとし、必要に応じて、その実現可能性を判断するための根拠として、社会経済面(事業費、費用対効果等)に関する事項を記載することとする。

また、複数の対象計画案の設定が困難な場合には、複数案が策定できない理由等を記載する。

#### 2 計画地及びその周辺地域の環境の特性等の把握

計画地及び周辺地域の環境の特性の把握は、地域の自然的社会的状況としての地域特性を明らかにして、対象事業の計画内容等と併せて、環境影響要因の抽出及び計画段階環境配慮項目並びに調査、予測の手法等を選択するための基礎資料を得るために行うものである。環境の現状を把握するとともに、地域環境の制約要因の把握、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国や市等が講じている環境の保全措置等の状況(自然環境保全に係る地区指定等の状況、土地利用に係る計画、環境基本計画その他環境の保全等に係る計画における環境の保全等の方針等)についても把握する。

調査範囲は、計画地及び関係する地域が含まれるように設定し、原則として入手可能な最新の文献、資料等の収集整理により行うが、これらの出典が明らかになるように整理する。

なお、「制約要因」とは、周辺環境において既に環境汚染が進み、又は環境悪化が生じており、さらに悪化させないような配慮が必要となる事項、環境悪化が生じやすく現在の環境を保全するた

めに、特段の配慮が必要となる事項をいう。

### (3) 環境影響要因の抽出及び環境要素の項目の検討

#### ア 環境影響要因の抽出

対象事業に係る全ての行為のうちから、環境影響要因を抽出する。

#### イ 環境要素の項目の選定

別表－４に示す環境要素の項目のうちから、事業特性や地域特性を勘案し、環境影響要因に係る環境要素・項目を選定する。

### 【解説】

#### 1 環境影響要因の抽出

環境影響要因は、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分して整理し、抽出するものとする。なお、環境影響要因の抽出は供用時を基本とし、工事中については、工法や廃棄物発生量など複数案の間で環境影響に大きな違いがある場合に対象とする。

#### 2 環境要素の項目の選定

対象事業に係る環境要素の項目（計画段階環境配慮項目）の選定は、対象計画案に伴い環境影響を及ぼすおそれがある要因により、影響を受けるおそれがある項目に係る影響について、その影響を客観的かつ科学的に検討し、別表－５に示す環境影響要因・計画段階環境配慮項目の関連表を用いて行う。

また、選定した項目については、対象計画案ごとの重大な環境影響及び当該環境影響の回避及び低減の程度を適切に把握するため、重点項目（事業特性や地域特性を踏まえて重要と考える項目）と一般項目に区分する。

選定の結果は、環境影響要因・計画段階環境配慮項目の関連表（別表－５）により明らかにする。

選定した結果については選定理由を明らかにする。この場合において、環境要素の項目の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにする。

### (4) 調査の実施

選定項目について、適切に予測・評価を行ううえで必要な情報を得るため、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切な調査手法を選定し、調査を実施する。

### 【解説】

調査内容は、選定項目に係る環境の状況並びにこれに関連する自然環境及び社会環境の状況のうち、対象計画案を踏まえ、予測・評価に必要な事項とする。

調査は既存資料を基本とする。なお、重点項目について、詳細な予測に用いる情報が十分に得られない場合には、必要に応じて現地調査を行うこととする。また、環境配慮計画書段階で実施した調査については、準備書で基本的に使用できることとするが、実施した調査の内容（調査方法、調査範囲等）について、後述する準備書での調査の記載内容（第４ 準備書の作成手順とその構成 1 作成の手順 (2)調査の実施）に準じて記載する。

#### (5) 予測の実施

事業者は対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握するため、選定項目の特性、事業の特性及び調査結果を踏まえ、適切な予測手法を選定し、予測を実施する。

#### 【解説】

予測内容は、各対象計画案の違いを適切かつ効果的に把握するため、環境の状態又は環境影響の程度を評価可能な適切な指標を検討し、設定する。

予測方法は、対象事業の環境影響を把握するため、定量的な予測を基本とする。また、定量的な予測は、計画の熟度に応じ詳細な予測又は簡易的な予測を行うものとし、これが難しい場合に、定性的な予測を行うこととする。なお、詳細な予測は準備書と同等の手法とし、簡易的な予測はこれに準じた手法とする。参考として、これらの予測手法の例を整理したものを別表－8に示す。なお、重点項目はできる限り詳細に定量的な予測を行うものとする。これらにより効果的な環境影響評価を行う。

また、予測に当たっての不確実性について、必要に応じ整理して記載する。

#### (6) 環境配慮事項

予測の結果に基づき、対象事業が環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するための配慮を、各対象計画案について検討する。

#### 【解説】

環境配慮事項は、各対象計画案の実施により、選定した環境要素の項目に及ぶおそれのある影響について、事業者が実行可能な範囲内で、当該影響を回避又は低減すること及び当該影響に係る保全目標との対比を目的として検討するものであり、次の観点からの配慮を行うものとする。なお、保全目標は、事業計画の熟度や予測で用いた指標等を踏まえ、川崎市環境基本計画や地域環境管理計画等を参考に設定する。

- (1) 川崎市環境基本計画に示された環境配慮の指針及び上位計画に示された土地利用における方向性等との整合性を確保する。
- (2) 計画地及びその周辺地域において把握した地域環境（自然環境、生活環境等）、地球環境への影響をもとに、及ぼす影響が特に大きいと考えられる環境要素を中心として、保全効果、安全性等の観点から適切と考えられる環境配慮や環境保全対策を検討する。

#### (7) 評価の実施

評価は、影響の内容及び程度を把握するとともに、必要となる環境配慮について整理し、各対象計画案の比較を行う。また、併せて保全目標との対比を行う。

#### 【解説】

選定した評価項目ごとに、調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定した評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の内容及び程度を整理し、各対象計画案の比較を行う。また、併せて保全目標との対比も行う。

**(8) 総合評価**

事業計画の種類及び規模並びに地域の特性を考慮し、環境面からみた対象計画案の総合評価を明らかにする。

**【解説】**

事業計画の内容からみて重要であると考えられる環境要素の項目を中心に、地域の制約要因、事業の環境影響要因、環境配慮事項の内容等を総合的に判断して、環境面からみた対象計画案の総合評価を明らかにする。

なお、総合評価については、項目で重要度が異なるため、横並びにすると、重要度の違いが見えてこない可能性があるため、重点項目と一般項目に分けて整理して、定量的な項目は数値で表し、定性的な項目は相対的なランク付けを行うこととする。各評価項目の予測評価結果及び環境配慮事項を踏まえ、対象計画案の長所、短所を項目を横断して整理して、環境に対する影響の特徴を把握し、案ごとに必要となる配慮事項を明らかにする。

**(9) 関係地域の検討**

事業計画の内容、周辺地域の概況等から、対象事業により影響を受けると想定される範囲を検討する。

**【解説】**

関係地域の設定は、対象事業により影響を受けると想定される範囲とし、川崎市域に限るものとする。ただし、環境配慮計画書での予測は、重大な環境影響及び回避・低減の程度を把握するために複数案の比較を行うもので、影響範囲を検討するには計画の熟度及び予測の精度が低いことから、関係地域の検討は、対象事業の種類や規模等に応じて、適切に設定することとする。

## 2 環境配慮計画書の構成

以上の手順により得られた結果を取りまとめ、概ね次のような構成で環境配慮計画書を作成する。

### (1) 事業計画の概要

ア 事業者の氏名及び住所（法人に当たってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

イ 対象事業の名称及び種類並びに事業の実施が想定される区域

ウ 対象事業の目的、必要性及び事業立案の経緯等

エ 対象計画案の内容

### (2) 計画地及びその周辺地域の環境の特性等

### (3) 環境要素の項目の選定等

### (4) 環境要素の選定項目ごとの調査、予測及び評価の内容並びに結果

### (5) 環境配慮事項

### (6) 対象計画案に係る環境影響の総合的な評価

### (7) 関係地域

### (8) その他

ア 方法書段階における調査、予測及び評価の手法に関する資料等

イ 対象事業に係る許認可等の種類、環境配慮計画書の作成者及び業務受託者、事業内容等に関する問合せ窓口等

## 【解説】

### 1 環境配慮計画書は、以下の事項に留意のうえ、作成する。

(1) できるだけ早期の段階で環境面から総合的な調整を行い、対象計画案に環境上の配慮を組み込むこと。

(2) 環境配慮計画書は計画段階で作成することから、対象事業の必要性、事業立案の経緯を踏まえ、事業計画の供用が概ね想定される時期についても示すこと。

(3) 事業の実施が想定される区域を複数設定する場合は、対象計画案ごとに環境の特性等の違いを把握して環境要素の項目（計画段階環境配慮項目）を選定し、環境影響の調査、予測及び評価の内容等を分かりやすく整理すること。また、総合評価に際しては環境配慮事項をできるだけ具体的に示すこと。

### 2 方法書段階における調査、予測及び評価の手法に関する資料等

環境配慮計画書段階における審議会において、方法書の記載事項である環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法について審議できる場合は、一定の条件の下で、条例第 14 条 3 項に基づき方法書段階における審議会の意見聴取手を省略できることとした。また、このような方法書手続の一部を簡略化することにより、対象とならない民間事業についても自主的な環境配慮計画書の作成を促すものである。

具体的には、環境配慮計画書の予測評価結果を踏まえ、方法書において選定する環境影響評価の項目、現地調査を行う項目・調査地域（地点）・調査期間（時期・頻度）、予測及び評価の手法等について、その考え方をとりまとめ環境配慮計画書に盛り込むものとする。また、審議会の意見聴取の有無の判断については、環境配慮計画書の内容に加え、対象計画、事業の環境への負荷の程度、



環境配慮事項等の内容を総合的に勘案して、方法書の記載事項である環境影響評価の調査、予測及び評価の手法が適切であると市長が認めることとし、その結果については環境配慮計画審査書において公表される。

## 第2 環境配慮計画見解書の作成手順とその構成

計画策定者は、条例第8条の5（環境配慮計画見解書の提出等）に基づき環境配慮計画見解書を作成する。

### 【解説】

環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境配慮計画書の公告の日から縦覧期間満了の日までに、意見書を市長に提出することができる。

事業者は、提出された意見の概要及びその意見に対する事業者の考え方をまとめ、環境配慮計画見解書として明らかにするものである。

この意見書及び環境配慮計画見解書については、その後の審査書作成に当たって考慮されるものである。

### 1 作成の手順

#### (1) 意見の概要の作成

作成に当たっては、分かりやすさの観点から項目ごとに区分して整理することを基本とする。また、多数の意見書が提出された場合などには、同趣旨のものは取りまとめて概要を作成する。

### 【解説】

環境配慮計画書に対する意見は「環境の保全の見地からの意見」とされているが、実際は事業計画の賛否、行政への不満等多岐にわたる意見の提出が想定される。

縦覧・意見書提出という手続は、事業者が環境の保全についての適正な配慮を行うに当たり、地域住民その他環境に関心のある者から、必要な環境の保全に向けた情報・意見を求めることを目的としており、事業の可否や行政の姿勢等に関する意見を求めるものではない。しかしながら、意見として提出されたものではあることから、環境配慮計画見解書の作成に当たっては、これらを含めてまとめる必要がある。

作成に当たっては、分かりやすさの観点から「環境要素の項目（計画段階環境配慮項目）」、「事業計画の環境配慮に関する意見」等、項目ごとに区分して整理することを基本とする。

意見書には「意見書を提出しようとする者の氏名及び住所」を記載することとされている。これは、意見提出に対し責任を持ってもらうという観点に加え、貴重な植物の生息情報等、環境配慮上極めて重要と考えられる情報について、その内容が不明瞭な場合又は環境配慮を行うに当たり一層詳細な情報が必要とされる場合に、意見書提出者に問い合わせるためである。

なお、一般的には意見提出者に連絡を取るといった対応は不要であり、個人情報保護の観点から氏名及び住所は伏せて事業者に送付している。

#### (2) 意見に対する見解の作成

意見に対する事業者の見解については、「意見の概要」の意見ごとに、どのように取り扱おうとしているのか、また、対応が不要である理由等を示すこととする。

なお、同趣旨の複数の意見については、取りまとめて見解を示すことができる。

### 【解説】

提出された意見に対し、事業者は環境配慮計画見解書を作成することになる。意見に対する事業者

の見解については、再調査の実施、予測地点の追加、環境保全のための措置の追加等どのように取り扱おうとしているのか、又は、既に調査で確認していること等対応が不要である理由を示すものとする。

なお、方法書段階においても環境配慮計画審査書の審査結果についての見解を示すこととされている。方法書の見解は、環境配慮計画審査書の審査結果を勘案したものであり、この環境配慮計画段階における見解については、方法書における事業者の見解の作成の段階で変更することは差し支えない。

## 2 環境配慮計画見解書の構成

以上の手順により得られた結果を取りまとめ、概ね、次のような構成で環境配慮計画見解書を作成する。

### (1) 事業計画の概要

ア 環境配慮計画策定者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域

ウ 対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容

### (2) 環境配慮計画書の縦覧等の経過

### (3) 市民意見等の概要と事業者の見解

### (4) 環境配慮計画書関係地域の範囲

## 【解説】

### 1 環境配慮計画書の縦覧等の経過

環境配慮計画書の縦覧期間、縦覧場所、説明会の開催日、場所、周知方法及び参加人数を記載する。

### 2 留意事項

提出された意見とそれに対する事業者の見解は、大気質、水質等項目ごとに分け、提出された意見とそれに対する見解は対比できるようにする。

### 第3 方法書の作成手順とその構成

第1種行為者は、条例第10条（条例方法書の作成等）に基づき、また、法対象事業者は、条例第48条（法対象条例方法書の作成等）に基づき方法書を作成する。

#### 【解説】

方法書では、次の内容や選定、選択した理由等を明らかにする。この場合、条例第8条等に基づき、環境配慮計画書の手続を行った事業については、その予測評価結果や環境配慮計画審査書を踏まえ、適切に環境影響評価項目を選定するとともに、調査・予測手法の検討に当たっては重大な環境影響や不確実性が大きいと判断された項目は重点的に調査、予測を行うなど、メリハリのある適切な手法の検討を行う。

- 1 対象事業の計画内容と地域の概況及び地域特性を勘案し、調査、予測及び評価を実施する環境影響評価項目及び環境配慮項目を選定する。
- 2 環境影響評価項目については、調査、予測及び評価の手法を「第5章 調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法」の中から適宜選択する。
- 3 環境配慮項目については、配慮方針を明示する。

#### 1 作成の手順

##### (1) 対象事業の計画内容等

対象事業について、その目的、事業立案の経緯、計画内容及び基本計画の策定段階における環境配慮の内容等を明らかにする。

#### 【解説】

##### 1 事業立案の経緯

対象事業の立案の経緯については、対象事業を実施する区域の選定、施設の構造や工法等について、当該計画の具体化に至った検討の経過を明らかにするとともに、事業計画立案に当たって前提となる「地区計画」、「総合設計制度」等の内容を明らかにする。また、環境配慮計画書の手続を行った事業については、複数案を絞り込んだ経緯についても記載する。

##### 2 計画内容

対象事業の計画内容については、環境影響評価項目の選定、調査手法及び予測手法の選択並びに環境配慮項目の選定、配慮方針の提示等ができる程度の精度が必要である。

対象事業の計画内容が一部この精度に達していない場合は、類似の事例を参考にしたり、影響が最大となる可能性などを想定したりして環境影響評価項目等を選定することができる。

##### 3 基本計画の策定段階における環境配慮の内容

基本計画の策定段階における環境配慮の内容については、事業内容の具体化の途中段階における環境配慮の内容に至るまでの検討経緯や、それぞれの段階の内容についても事業特性として位置付けられる重要なものであることから、基本計画の策定段階における環境配慮に関する検討経緯とその内容を明らかにする必要がある。この場合において、環境影響の回避、低減、代償等の環境保全のための措置に照らしつつ、資料編の環境配慮の例を参考に、対象事業の基本計画の策定段階において環境に配慮した措置の内容を明らかにするものとする。なお、対象事業の実施により長期間にわたって環境影響が想定される脱炭素化分野や自然共生分野、風害等の構造物の影響に関する環境配慮については、その検討経緯と検討内容について特に明らかにすることが望ましい。

また、環境配慮計画書の手続を行った事業については、環境配慮計画書段階での環境配慮事項も勘案して環境配慮の内容を検討する。

#### 4 関連事業の内容

対象事業と密接に関連し、環境影響評価を行ううえで考慮する必要がある計画があれば、その内容を対象事業の計画内容と併せて明らかにする。

### (2) 計画地及び周辺地域の概況並びに環境の特性の把握

地域の概況は、別表－6に掲げる事項から環境影響評価を行ううえで、必要なものを最新の既存資料（経年変化も含む）の整理・解析により把握する。

#### 【解説】

計画地及び周辺地域の地域特性は、地域の概況等を考察して把握するが、対象事業の計画内容と併せて、環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目、環境配慮項目の選定並びに調査、予測の手法等を選択するための基礎資料を得るために行うものである。

調査範囲は周辺地域が含まれるように設定し、原則として入手可能な最新の文献、資料等の整理・解析により行うが、これらの出典が明らかになるよう整理すること。また、過去の状況の推移及び将来の状況並びに当該地域において国や市等が講じている環境の保全に係る施策の内容についても把握するものとする。

なお、対象事業の計画立案段階などで現地調査を行った資料は、既存資料として位置づけられるものである。

### (3) 環境影響評価項目の検討

#### ア 環境影響要因の抽出

対象事業に係る全ての行為のうちから、環境影響要因を抽出する。

#### イ 環境影響評価項目の選定

別表－1に掲げる環境影響評価項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案したうえで別表－7を参考に、環境影響要因の区分に応じて別表－2により、環境影響評価項目を選定する。

#### 【解説】

#### 1 環境影響要因の抽出

次に掲げる段階について、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分して環境影響要因を整理し、抽出するものとする。また、環境配慮計画書の手続を行った事業については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえて環境影響要因の抽出を行う。

##### (1) 工事中

対象事業に係る工事の実施における行為又は要因で、具体的には、掘削工事、建設機械の稼働、工事用車両の走行等が挙げられる。

なお、対象事業の実施に当たって、その一部として事業実施区域にある建築物等の撤去又は廃棄が行われる場合には、その行為による環境影響についても環境影響要因として整理し、環境影響評価を行う必要がある。

## (2) 供用時

対象事業に係る工事が完了した後の土地又は建築物等の存在又は建築物等において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって、対象事業の目的に含まれる行為又は要因で、具体的には、建築物等の存在、施設等の稼働、発生集中交通等が挙げられる。

なお、対象事業の実施後に、対象事業の建築物等の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、その行為による環境影響についても、環境影響要因として整理し、環境影響評価を行う必要がある。例えば、試験研究プラントであることにより、特定の期間の後、撤去されることがあらかじめ予定されている場合等が挙げられる。

## 2 環境影響評価項目の選定

対象事業に係る環境影響評価項目の選定は、当該対象事業に伴い環境影響を及ぼすおそれがある要因により、影響を受けるおそれがある環境影響評価項目に係る環境要素に及ぼす影響について客観的かつ科学的に検討し、別表－２に示す関連表を用いて行う。

なお、別表－７には、評価項目選定に当たっての参考とすべき情報として、一般的な事業における環境影響要因の区分及び内容並びに環境影響要因の区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境影響評価項目を参考項目として示してあることから、別表－７に掲げる環境影響評価項目を参考にして、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえて選定するものとする。

また、影響の可能性のある項目をすべて選定するのではなく、明らかに軽微な影響に止まると想定されるものや一般的配慮で十分対応できるものについては、評価項目から除外することにより、効果的な環境影響評価を行うものとする。

選定の結果は、環境影響要因と環境影響評価項目の関連表（別表－２）により明らかにする。

選定した環境影響評価項目について、事業特性及び地域特性を勘案して影響の程度を検討し、重点的に環境影響評価を行う項目（重点化項目）、簡略化して環境影響評価を行う項目（簡略化項目）、影響が軽微であるため除外する項目又は予測等が困難である等の理由から調査、予測を行わず環境配慮によって対応する項目（環境配慮項目）の区分を必要に応じて行う。

選定した結果については、選定理由及び重点化等の理由、選定しなかった環境影響評価項目についてはその理由を明らかにする。この場合において、環境影響評価項目の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにする。

### (4) 調査、予測及び評価手法の検討

選定項目ごとに調査、予測及び評価の手法を検討する。その際、本章「第４ 準備書の作成手順とその構成」の「１(２) 調査の実施」、「１(４) 予測の実施」及び「１(６) 評価の実施」並びに「第５章 調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法」の各評価項目に係る「２ 現況調査」、「４ 予測手法」及び「６ 評価手法」の項を参考とする。

### 【解説】

#### 1 手法の検討

事業者は、別表－１に掲げる環境影響評価の項目の中から、事業特性及び地域特性を勘案したうえで、環境影響要因の区分に応じて、選定項目ごとに調査、予測及び評価の手法を検討するものとする。

第５章は全ての事業に共通するものとして策定したものであるため、手法の検討に当たっては、

事業特性及び地域特性を踏まえ、適切な手法を検討する。なお、第5章に記載した手法と同等又はそれ以上の信頼性のある手法であれば、他の手法を用いても差し支えない。

必要に応じて、調査、予測及び評価の手法を選択した理由を明確にするものとする。

また、調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにする。

環境配慮計画書の手続を行った事業については、環境配慮計画書段階での評価結果を踏まえ、重大な環境影響や不確実性が大きいと判断された項目は、重点的に調査、予測を行うなど、適切な手法の検討を行う。

## 2 調査手法の検討

調査手法の検討に当たっては、選定した評価項目について、適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内において、評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価項目に係る予測及び評価において必要な水準が確保されるよう、調査又は測定により収集すべき具体的な情報の種類及び当該情報の種類ごとの具体的な調査又は測定の方法を選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに際しては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意する。

調査手法は、次の事項について検討する。

### (1) 調査項目

調査項目は、選定した環境影響評価項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報とする。

### (2) 調査地域及び調査地点

調査地域は、調査対象となる情報の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、対象事業の実施により、選定した評価項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある範囲を含む地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他調査に適切な範囲であると認められる地域とする。

調査地点は、調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他情報の収集等に適切かつ効果的であると認められる地点とする。

### (3) 調査期間、時期、頻度等

調査期間、時期、頻度等は、調査すべき情報の内容、地域の気象、水象等の特性及び社会的状況等に応じ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期、時間帯又は頻度とする。

### (4) 調査方法

最新の既存資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理・解析する。

調査方法の選定に当たっては、調査の実施そのものに伴う環境影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境影響の少ない調査方法を選定するものとする。

## 3 予測手法の検討

予測手法の検討に当たっては、対象事業の実施により、選定した評価項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響の程度を把握する手法として、環境影響評価項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、評価項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう選定する。

予測手法は、次の事項について検討する。

(1) 予測項目

予測項目は、選定した環境影響評価項目とする。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、事業特性及び地域特性を十分勘案し、選定した項目ごとの調査地域のうちから、適切に選定された地域とする。

予測地点は、選定した項目の特性に応じて、保全すべき対象の状況、地形、気象、水象等の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他予測に適切かつ効果的であると認められる地点とする。

(3) 予測時期

予測対象時期は、工事中による影響が最大になる時期並びに供用時の定常状態になる時期及び影響が最大となる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）その他予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とする。

(4) 予測方法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、類似事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する方法によることを基本とし、定量的な把握が困難な場合は、定性的に把握する方法による。

#### 4 評価手法の検討

評価は、調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により、選定した評価項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、対象事業により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否か等についての事業者の見解を明らかにすることにより行うものとする。また、評価項目に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合には、これらとの整合が図られているか否かについても検討する。

具体的には、次の方法により検討する。

(1) 回避又は低減を図る環境影響の内容又は観点

環境影響が、実行可能な範囲で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。この場合において、建築物等の構造又は配置のあり方、環境保全のための設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全のための措置を対象として、複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かを検討すること等の方法によることが望ましい。

(2) 整合を図るべき環境の保全に係る目標又は基準等

選定した環境影響評価項目に関する環境の保全に係る目標又は基準等との整合が図られているかを検討する。

(5) 環境配慮項目の選定

環境配慮項目は、別表－３に掲げる環境配慮項目のうちから選定する。

(6) 環境配慮項目に関する配慮方針の提示

環境配慮項目に関する配慮方針は、事業計画の内容、既存資料の収集整理等により提示する。



## 【解説】

### 1 環境配慮項目

「環境配慮項目」とは、条例第7条第1項第3号に定める「環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目」のことを言い、地域環境管理計画「第3章 2 環境配慮項目」及び別表-3に示すとおりである。

この制度は、従来の手法である環境影響評価項目に関して環境保全のための措置を講じてきたのに加えて、環境配慮項目についても必要な環境保全の措置を講じていくため、平成12年9月に導入したものである。

### 2 環境配慮項目の選定

環境配慮項目は、別表-3の項目の中から、次の観点を勘案して選定し、選定、非選定の理由を明確にするものとする。

#### (1) 主に地域環境の保全の見地から配慮を行う項目

対象事業の計画内容、周辺地域等の地域特性を考慮のうえ、選定するものとする。

#### (2) 主に地球環境の保全の見地から配慮を行う項目

対象事業の計画内容を考慮のうえ、選定するものとする。

### 3 環境配慮項目の選定における留意事項

#### (1) 温室効果ガス等

温室効果ガスのように、予測手法が確立されている場合であっても、一過性の工事中や影響の程度が小さい場合等で、予測及び評価を行わない場合は、環境配慮項目として選定する必要がある。

#### (2) 地震時等の災害

災害対策として、防災物資の備蓄、建物の耐火・耐震性など、事業者が積極的な配慮を行っている場合は、環境配慮項目として地震時等の災害を選定する必要がある。

#### (3) 有害化学物質

有害な化学物質等の取扱いを行うが、軽微な影響に止まると想定される、一般的な配慮で十分対応できる場合等で、安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）の予測及び評価を行わない場合は、環境配慮項目として有害化学物質を選定する必要がある。

#### (4) 生物多様性

対象事業の実施に伴う計画地及びその周辺の生物（植物、動物、生態系）への影響が軽微と想定される場合であっても、生物の生息環境の創出や地域の生態系に配慮した輸送、生物多様性に配慮した原材料調達等の生物多様性の保全や持続可能な利用について、事業者が積極的な配慮を行っている場合は、環境配慮項目として生物多様性を選定する必要がある。

### 4 配慮方針の提示

環境配慮項目に関する配慮方針は、事業計画の内容、排出負荷量等の把握、既存資料の収集整理、類似事例からの推定等を踏まえて、選定した環境配慮項目ごとに、工事中、供用時の別がわかるように提示するものとする。なお、必要に応じて、現況の把握を行うものとする。

## (7) 関係地域の検討

事業計画の内容、周辺地域の概況等から、評価項目ごとに影響を受けると想定される範囲を検討する。

### 【解説】

- 1 関係地域の設定は、次に掲げる範囲とし、方法書段階では川崎市域に限るものとする。ただし、対象事業の種類や規模、地域の特性、環境配慮計画書の関係地域等を考慮して適切に設定することとする。
  - (1) 工事中の建設機械の稼働、供用時の施設の稼働に伴い、大気汚染物質、水質汚濁物質、騒音、振動等による影響が及ぶと予想される範囲
  - (2) 工事用車両又は供用時の施設関連車両の走行に伴い、大気汚染物質、騒音及び振動による影響が及ぶと予想される道路沿道
  - (3) 日照障害が及ぶと予想される範囲
  - (4) テレビ受信障害が及ぶと予想される範囲
  - (5) 風害が及ぶと予想される範囲
  - (6) その他対象事業の実施により影響が及ぶと予想される範囲
- 2 留意事項  
関係地域の範囲とその設定理由を明らかにする。  
その際、選定項目ごとに影響を受けると予想される範囲についても明らかにする。

## 2 方法書の構成

以上の手順により結果を取りまとめ、概ね次のような構成で方法書を作成する。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域
- (3) 対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容
- (4) 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と事業者の見解
- (6) 環境配慮計画書に対する審査結果と事業者の見解
- (7) 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
- (8) 環境影響評価項目の選定等
- (9) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法
- (10) 環境配慮項目の選定及び配慮方針
- (11) 関係地域の範囲
- (12) その他  
事業の実施に必要な許認可等の種類、方法書の作成者及び業務受託者、事業内容等に関する問合せ窓口等

### 【解説】

- 1 対象事業の種類  
条例に定める事業の種類とともに、第1種行為であることを明らかにする。

## 2 事業を実施する区域

対象事業を実施する区域の位置及び範囲を明らかにするとともに、実施届提出時における計画地の現況を明らかにする。

## 3 配慮を要する環境要素の項目（計画段階環境配慮項目）並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

環境配慮計画書で示した複数案に係る環境影響について、総合的に評価した内容を記載する。

## 4 環境配慮計画書に対する市民意見等についての事業者の見解

環境配慮計画書に対する市民等の意見又は市長の審査結果に対する見解を明らかにするとともに、方法書に反映した事項については、その箇所を明らかにする。

## 5 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

事業計画の対象地域における自然的社会的状況について、既存資料の整理・解析を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、地域の概況を把握する。

地域の概況調査結果を整理・考察することにより、地域の環境特性を把握する。

これら対象事業の実施に伴って周辺環境に影響を及ぼす可能性のある事項を明らかにする。

## 6 事業の実施に必要な許認可等の種類

対象事業の実施に当たって、必要な許認可又は協議の種類並びに根拠となる法令及び条項を記載する。

## 7 留意事項

方法書は、次の事項に留意のうえ、作成する。

- (1) 事業計画の概要については、その時点で明らかにできる計画をできる限り具体的に示すこと。
- (2) 事業計画における環境保全の方針等については、その時点で把握されている環境情報に基づき、できる限り具体的に示すこととし、事業立案の経緯等についても示すこと。
- (3) 地域の概況については、予備調査の結果を基に、必要な事項を整理し示すこと。
- (4) 調査計画については、調査地域・地点・ルート、期間・頻度等をできる限り明確にすること。

#### 第4 準備書の作成手順とその構成

指定開発行為者は、条例第18条（条例準備書の作成等）に基づき、また、法対象事業者は、条例第55条（法対象条例準備書の作成等）に基づき、準備書を作成する。

##### 【解説】

事業者は、条例第18条又は第55条に基づき、環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境保全の見地から意見を聴くための準備として、準備書を作成することになる。この場合、第1種行為及び法対象事業については、方法書の手続がなされていることから、方法審査書を踏まえて、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定することになるが、第2種行為及び第3種行為については、方法書の作成に係る手続が適用されないことから、条例第17条に基づき、環境影響評価項目、環境影響評価に係る手法等を選定することになる。具体的には、次の内容について明らかにする。

- 1 環境影響評価項目及び調査、予測の手法を選定した後、調査、予測及び評価の内容及び結果を明示する。
- 2 環境配慮項目を選定した後、配慮方針及び配慮措置を提示する。

#### 1 作成の手順

##### (1) 方法書の見直し

- ア 周辺地域等の地域特性及び事業計画の諸元の見直し
- イ 選定項目並びに調査、予測及び評価手法の見直し

##### 【解説】

第1種行為者及び法対象事業者は、次により必要に応じて方法書の内容の見直しを行う。

- 1 周辺地域等の地域特性及び事業計画の諸元の見直し  
現況調査結果と方法書の地域の概況とを比較し、方法書で明らかにした周辺地域の地域特性に再度考察を加え、より明確にする。また、事業計画の諸元についても必要に応じて見直しを行う。
- 2 選定項目並びに調査、予測及び評価手法の見直し  
方法審査書に基づき、選定項目並びに調査、予測及び評価手法の見直しを行う。  
また、調査、予測及び評価の手法は、その後の調査、予測及び評価の結果並びに事業計画の検討状況に応じ、必要に応じて見直すものとする。

##### (2) 調査の実施

選定項目について、適切に予測・評価を行ううえで必要な情報を得るため、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切な調査手法を選定し、調査を実施する。

##### 【解説】

- 1 調査内容  
調査内容は、選定項目に係る環境の状況並びにこれに関連する自然環境及び社会環境の状況のうち、予測・評価に必要な事項とする。
- 2 調査地域及び調査地点  
調査地域は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素の状態が一定程度以上の変化が想定

される範囲、予測及び評価に必要な情報を得るために調査を実施する必要のある地域とする。

調査地点は、調査内容及び特に影響を受けるおそれがある対象の状況等を踏まえ、地域を代表する地点その他調査の実施に適切かつ効果的な地点を設定する。

### 3 調査期間、時期、頻度等

調査期間、時期、頻度等は、調査内容、地域の気象又は水象等の特性、社会環境の状況等に応じ、適切かつ効果的に設定する。

調査期間の設定に当たっては、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう当該期間を設定するとともに、年間を通じた調査に係るものについては、特定の年の特異な自然現象を受けないよう、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように当該調査期間を設定する。

### 4 調査方法

既存文献、専門家や地域住民からの聞き取り、及び現地調査により必要な情報を収集し、これらを整理・解析する。

調査又は測定の方法は、科学的知見等を踏まえ、信頼性の高い適切な方法によるものとし、法令等により調査又は測定の方法が定められている場合には、これを踏まえて実施する。

なお、既存文献の利用に当たっては、情報の信頼性、精度その他について十分な検討を行うこととする。

### 5 調査結果の整理

調査によって得られた情報は、その信頼性や妥当性を明らかにできるよう、調査地域及び地点並びに調査期間等の設定の根拠や妥当性を明らかにするとともに、当該情報が記載されていた文献名、調査の前提条件、調査実施者（委託した調査者又は調査会社）、調査の日時等について整理する。また、現地調査については、フィールドにおける記録、標本、写真等調査の信頼性の検証等に必要な資料について審議会等の求めに応じて提出可能なように整理を行っておく。

なお、希少生物の生息・生育に関する情報については、公開に当たって場所を特定できない形で整理するなどの配慮を行う。

既存の長期間の観測結果が存在し、かつ現地調査を行った場合には、当該観測結果と現地調査により得られた結果との比較ができるよう整理する。

## (3) 環境保全目標の設定

環境影響評価項目に対し、環境影響を回避し、又は低減するとともに、基準又は目標等との整合性について評価するため、環境保全目標を設定する。

### 【解説】

環境影響評価の目的は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に対し、環境影響を可能な限り回避し、又は低減することにある。そのため、地域環境管理計画に掲げる地域別環境保全水準等により、個々の環境影響評価項目ごとに環境保全目標を設定する。

環境保全目標は、環境影響を回避し、又は低減するための目標となると同時に、基準又は目標等が示されている場合には、それらとの整合を図る観点から評価を行う際の尺度として機能するものである。

環境保全目標の設定に当たっては、「第5章 調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法」の環境影響評価項目ごとの「3 環境保全目標の設定」に即して、適切に設定するものとする。

#### (4) 予測の実施

事業者は対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、その内容及び程度を把握し、環境保全のための措置を検討するため、選定項目の特性、事業の特性及び調査結果を踏まえ、適切な予測手法を選定し、予測を実施する。

#### 【解説】

##### 1 予測内容

予測内容は、環境影響の程度及び広がり適切かつ効果的に把握するため、環境の状態又は環境影響の程度を表す適切な指標を検討し、設定する。

##### 2 予測地域及び予測地点

予測地域は、対象事業の実施により環境の状態が一定程度以上変化する範囲とし、調査地域のうちから適切に設定する。

予測地点を設定して予測を行う場合は、保全すべき対象の状況、地形、気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれのある地点、環境の保全等について配慮すべき対象等への影響を的確に把握できる地点を設定する。

##### 3 予測時期

予測の対象とする時期は、事業特性、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等を十分に勘案し、予測内容ごとに工事中及び供用時による環境影響を的確に把握できる時期を設定する。

工事中については、工事による影響が最大になる時期を基本とするが、選定項目によっては工事着手時等にその影響が最大となるものもあることを念頭に置き、適切な時期を設定する。

供用時においては、存在による影響についてはそれがほぼ確定する時期、供用による影響については事業活動が定常状態になる時期を基本として、適切な時期を設定する。

なお、工事が完了した後の土地又は建築物等の供用開始後定常状態に至るまでに長時間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地又は建築物等について供用されることが予定されている場合にあつては、上記予測時期に加え、必要に応じて中間的な時期での予測を行うものとする。

予測の期間、時間帯等については、予測内容に応じて、環境の変化やそれに伴う影響の程度を適切かつ効果的に把握できるよう設定するとともに、設定の根拠を明らかにする必要がある。

##### 4 予測方法

予測の方法は、評価において必要とされる情報の水準が確保されるよう、数理モデルによる数値計算、模型等による実験、類似事例の引用又は解析、科学的知見に基づく推定等の方法のうちから適切な方法を選定するか、又はこれらの組合せにより行う。

この場合、定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に変化の程度を把握する。ただし、選定項目の特性によっては、環境への負荷の程度、環境保全対策等を明らかにすることによって予測に代えることができる。

##### 5 予測の前提条件の明確化

予測に当たっては、その前提となる事業計画及び環境保全対策の内容を明確にする。

また、予測で用いた原単位及びパラメータ、将来の環境の状態等の設定内容及びその根拠、予測地域等の設定の根拠、予測手法の特徴及びその適用範囲等について、地域の状況等に照らし、それぞれの内容及び妥当性を予測の結果との関係を併せて明らかにできるように整理する。

なお、予測で用いる原単位等について、適切な既存情報がない場合には、類似例による実測等を行うこととする。

## 6 将来の環境の状態の設定方法

環境の状態の予測に当たっては、当該対象事業以外の事業活動等によりもたらされる地域の将来の環境の状態（将来の環境の状態の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状態とする。）を明らかにできるよう整理し、これを勘案して行うものとする。

将来の環境の状態は、環境の将来推計結果、将来の人口等の動向、今後実施される環境保全施策、計画地周辺の開発計画等について、川崎市、神奈川県等が有する情報を収集し推定する。ただし、将来の環境の状態の推定が困難な場合は、現在の環境の状態をもって将来の状態に代えることとする。その際、推定される将来の変化の方向性等について可能な限り明らかにする。

なお、将来の環境の状態の推定に当たって川崎市、神奈川県又は国による環境保全施策の効果を見込む場合には、当該措置の内容、見込まれる効果及びその確実性をできるだけ明らかにする。

## 7 予測の不確実性の検討

予測モデル、パラメータの設定条件、予測の前提条件等に係る科学的知見の限界に伴う予測の不確実性については、不確実性の程度及び当該不確実性に係る環境影響の程度を勘案して、必要に応じ当該不確実性の内容を明らかにできるようにする。

この場合において、パラメータの設定条件や予測の前提条件による不確実性については、必要に応じて、予測の前提条件を変化させて得られる予測結果のばらつきの程度により、不確実性の程度を定量的に把握する感度分析を行うものとする。

### (5) 環境保全のための措置

予測の結果に基づき、対象事業が環境に及ぼす影響について、第3章の「環境保全のための措置」の内容を踏まえ、実行可能な範囲内で影響を回避し、又は低減するための措置を検討する。

#### 【解説】

環境保全のための措置は、対象事業の実施により、選定した環境影響評価項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者が実行可能な範囲内で、できる限り当該影響を回避又は低減すること及び当該影響に係る環境保全目標の達成に努めることを目的として検討するものである。

選定項目ごとの環境保全のための措置については、一覧表を作成する等の整理を行う。

なお、予測の結果やむを得ず生じる影響については、必要に応じ事業の実施により損なわれる環境要素の持つ環境保全上の価値又は機能を代償するための措置についても検討する。

### (6) 評価の実施

評価は、第5章を参考として、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避し、又は低減されているか否かによることとし、併せて環境の保全等に係る基準又は目標等がある場合にはこれらとの整合に努めるものとする。

#### 【解説】

## 1 選定項目ごとの評価の方法

### (1) 回避又は低減の観点からの評価

選定した評価項目ごとに、調査及び予測の結果並びに環境保全のための措置の検討を行った場

合はその結果を踏まえ、対象事業の実施により選定した評価項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、低減されているものであるか否かを検討し、その結果を踏まえ評価するものとする。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理する。

## (2) 基準又は目標等との整合の観点からの評価

地域環境管理計画における地域別環境保全水準のほか、環境基本法に基づく環境基準、市、神奈川県又は国によって環境の保全の観点からの基準又は目標等（この項において「環境基準等」という。）が示されている場合には、当該環境基準等に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該環境基準等と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討し、評価するものとする。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準等が定められているものについては、規制基準との整合を図るだけでは不十分であり、環境基準等と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているか否かを検討するものとする。

## 2 総合評価の方法

選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成する等の整理を行い、環境影響評価項目の選定の際の項目の重点化、簡略化の検討結果を勘案し、対象事業に係る総合的な評価を行う。

## 3 留意事項

事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるように評価するものとする。

### (7) 環境配慮項目に関する措置

環境配慮項目に関する配慮方針に基づき、実施した検討結果をもとに、対象事業の計画内容と地域特性を勘案し、配慮の内容を明らかにする。

#### 【解説】

環境配慮項目については、配慮を行った場合と行わなかった場合を比較することなどにより、極力、効果の程度について考察を加えるように努めるものとする。なお、環境配慮項目に関する措置の例を資料編に示す。

### (8) 事後調査計画の策定

第1種行為者及び第2種行為者は、事後調査の項目について、本章第7「事後調査報告書の作成手順とその構成」に基づき適宜選択する。また、これらの項目を選定した理由についても明確にする。

#### 【解説】

事後調査は、予測が妥当であったかどうか、計画どおり環境保全のための措置が実施され、期待された効果が得られたかどうかなどを確認し、必要に応じて環境保全のための措置の再検討を行うものである。



事後調査計画は、影響の程度が大きい項目、予測の不確実性の高い項目等を選定し、目的を明確にして計画的な事後調査計画を策定するものとする。

事後調査計画は、本章「第7 事後調査報告書の作成手順とその構成」を参考として、以下の事項について定める。

- (1) 事後調査の項目
- (2) 事後調査の内容
- (3) 事後調査の地域及び地点
- (4) 事後調査の対象時点、期間、時期、頻度等
- (5) 事後調査の方法
- (6) 事後調査報告書の提出時期及び頻度

#### (9) 関係地域の設定

関係地域の範囲については、事業特性、地域特性、環境影響評価項目ごとの環境影響の予測結果等を考慮して、環境影響が及ぶ最大の範囲を設定する。

#### 【解説】

##### 1 設定の考え方

関係地域の設定に当たっては、次の考え方に基づき設定するものとする。

##### (1) 事業計画等から影響の及ぶ範囲を推定する場合

- ア 建設機械の稼働に伴う騒音又は振動の予測評価を行った場合は、計画地周辺の状況を考慮して、計画地の敷地境界から100m程度の範囲
- イ 最寄の幹線道路に至るまでの工事用車両等の走行ルート沿道の50m程度の範囲
- ウ 風害の予測評価を行った場合は、計画地の敷地境界から建物高さの2倍程度の範囲

##### (2) 予測結果により影響の及ぶ範囲が定量的に明らかな場合

- ア 日照障害が及ぶ範囲
- イ テレビ受信障害が及ぶ範囲
- ウ 施設（ばい煙発生施設等）の稼働等に伴う大気質の予測評価を行った場合は、大気汚染物質の最大着地濃度地点が出現する距離の2倍程度の距離を半径にして円を描いた範囲

##### 2 関係地域の表し方

関係地域は、公聴会において意見を述べたい旨の申出ができる関係住民を明らかにする必要があることから、地域の住民のつながり（地域コミュニティ）等に配慮したうえで、上記関係地域の範囲を含む道路、鉄道、町丁界等で区切り、関係地域の範囲が明確になるよう表すものとする。

## 2 準備書の構成及び要約書の作成

以上の手順により得られた結果を取りまとめ、概ね次のような構成で準備書を作成する。また、併せて準備書の要約書を作成する。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域
- (3) 対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容
- (4) 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と事業者の見解
- (6) 環境配慮計画書に対する審査結果と事業者の見解
- (7) 方法書に対する市民意見等の概要と事業者の見解
- (8) 方法書に対する審査結果と事業者の見解
- (9) 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
- (10) 環境影響評価項目の選定等
- (11) 環境影響評価（選定項目ごとの調査、予測及び評価の内容並びに結果）
- (12) 環境保全のための措置
- (13) 環境配慮項目に関する措置
- (14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (15) 事後調査計画
- (16) 関係地域の範囲
- (17) その他  
事業の実施に必要な許認可等の種類、準備書の作成者及び業務受託者、事業内容等に関する問合せ窓口等
- (18) 資料編

### 【解説】

#### 1 対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容

事業の内容には、方法書に記載した事項のほか、環境影響の予測及び評価において必要な事業の内容、工事の実施方法、工程等について記載する。

また、第2種行為及び第3種行為においては、方法書の手続が適用されないため、事業立案の経緯等及び内容において、基本計画の策定段階における環境配慮の内容等を明らかにする。

#### 2 方法書に対する市民意見等についての事業者の見解

方法書に対する市民等の意見又は市長の審査結果により、方法書の内容を変更したり、準備書に反映したりした事項についてはその箇所を明らかにする。

#### 3 選定項目ごとの調査、予測及び評価の内容並びに結果

選定項目ごとに、調査、予測及び評価の内容並びに結果を記載する。

この場合、環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかにならなかった項目についても記載するものとする。

なお、調査結果、予測条件等の詳細については、資料編として取りまとめる。

#### 4 環境保全のための措置

環境影響評価の過程で検討した環境保全のための措置と、そのうち、採用することとした措置を一覧できるように整理する。

評価の結果、代償のための措置を講ずることとした場合は、環境影響を回避し、又は低減するための措置を講ずることが困難な理由、代償措置の内容及び効果、当該措置を講ずることによる環境影響等について記載する。

#### 5 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表の作成・整理等を行い、地域の環境特性、事業の環境影響要因、環境配慮の内容等を総合的に評価して、その内容を記載する。

#### 6 その他

環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。また、併せて工事中及び供用時の影響に関する問合せ等の連絡先等について記載する。

#### 7 留意事項

準備書は、以下の事項に留意のうえ、作成する。

- (1) 準備書は、原則として本編及びそれを補足する資料編とする。
- (2) 本編は、必要な内容を簡潔に記載し、詳細なデータ等については適宜資料編に記載するよう努める。
- (3) 本編の作成に当たっては、できる限り平易な表現に努め、図表等を用い理解しやすい内容とする。
- (4) 本編の編成は、原則として環境要素ごとに、調査、予測、環境保全のための措置及び評価を一括して記載する。
- (5) 地域の概況は、対象事業実施区域及びその周辺区域の概況として簡潔にまとめる。  
記載に当たっては、図表等を活用し、データ等の羅列や必要以上に広域的な情報の記載は避ける。
- (6) 準備書の作成に当たり利用した文献、資料等については、出典等を文献目録として整理し、地域の概況においては章末、調査、予測、環境保全のための措置及び評価においては各項の末等に記載する。なお、出典がWebページの場合には、閲覧日等も明らかにする。
- (7) 要約書は、準備書の内容を要約した概要版として作成する。
- (8) 要約書の作成に当たっては、その作成の趣旨から、より一層理解しやすい内容とするように努める。

## 第5 見解書の作成手順とその構成

指定開発行為者は、条例第22条（条例見解書の提出等）に基づき、また、法対象事業者は、条例第59条（法対象条例見解書の提出等）に基づき見解書を作成する。

### 【解説】

環境の保全の見地からの意見を有する者は、準備書の公告の日から縦覧期間満了の日までに、意見書を市長に提出することができる。

事業者は、提出された意見の概要及びその意見に対する事業者の考え方をまとめ、見解書として明らかにするものである。

この意見書及び見解書については、その後の審査書作成に当たって考慮されるものである。

### 1 作成の手順

#### (1) 意見の概要の作成

作成に当たっては、分かりやすさの観点から項目ごとに区分して整理することを基本とする。また、多数の意見書が提出された場合などには、同趣旨のものは取りまとめて概要を作成する。

### 【解説】

準備書に対する意見は「環境の保全の見地からの意見」とされているが、実際は事業計画の賛否、行政への不満等多岐にわたる意見の提出が想定される。

縦覧・意見書提出という手続は、事業者が環境の保全についての適正な配慮を行うに当たり、地域住民その他環境に関心のある者から、必要な環境の保全に向けた情報・意見を求めることを目的としており、事業の可否や行政の姿勢等に関する意見を求めるものではない。しかしながら、意見として提出されたものではあることから、見解書の作成に当たっては、これらを含めてまとめる必要がある。

作成に当たっては、分かりやすさの観点から「環境影響評価項目」、「事業計画の環境配慮に関する意見」等、項目ごとに区分して整理することを基本とする。

意見書には「意見書を提出しようとする者の氏名及び住所」を記載することとされている。これは、意見提出に対し責任を持ってもらうという観点に加え、貴重な植物の生息情報等、環境配慮上極めて重要と考えられる情報について、その内容が不明瞭な場合又は環境配慮を行うに当たり一層詳細な情報が必要とされる場合に、意見書提出者に問い合わせるためである。

なお、一般的には意見提出者に連絡を取るといった対応は不要であり、個人情報保護の観点から氏名及び住所は伏せて事業者へ送付している。

#### (2) 意見に対する見解の作成

意見に対する事業者の見解については、「意見の概要」の意見ごとに、どのように取り扱おうとしているのか、また、対応が不要である理由等を示すこととする。

なお、同趣旨の複数の意見については、取りまとめて見解を示すことができる。

### 【解説】

提出された意見に対し、事業者は見解書を作成することになる。意見に対する事業者の見解については、再調査の実施、予測地点の追加、環境保全のための措置の追加等どのように取り扱おうとしているのか、又は、既に調査で確認していること等対応が不要である理由を示すものとする。

なお、評価書段階においても審査書の審査結果についての見解を示すこととされている。評価書の見解は、審査書の審査結果を勘案したものであり、また、必要に応じ環境影響評価を実施した結果を取りまとめるものであるから、この準備書段階における見解については、評価書における事業者の見解の作成の段階で変更することは差し支えない。

## 2 見解書の構成

以上の手順により得られた結果を取りまとめ、概ね、次のような構成で見解書を作成する。

### (1) 事業の概要

ア 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域

ウ 対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容

### (2) 環境影響評価の経過

### (3) 市民意見等の概要と事業者の見解

### (4) 関係地域の範囲

## 【解説】

### 1 環境影響評価の経過

準備書の縦覧期間、縦覧場所、説明会の開催日、場所、周知方法及び参加人数を記載する。

### 2 留意事項

提出された意見とそれに対する事業者の見解は、大気質、水質等項目ごとに分け、提出された意見とそれに対する見解が対比できるようにする。

## 第6 評価書の作成手順とその構成

指定開発行為者は、条例第 26 条（条例評価書の作成等）に基づき、法対象事業者は、条例第 63 条（法対象条例評価書の作成等）に基づき評価書を作成する。

### 【解説】

評価書は、準備書に対する審査書の審査結果についての事業者の見解を記載するほか、これまでの手続経過を踏まえ、総合的に検討し、作成する。

評価書を作成する段階で、審査意見等により変更した事項について、変更した内容とその理由を明確にする必要があるが、その変更が審査書に基づく内容の変更であるかどうかには留意する必要がある。

### 1 作成の手順

#### (1) 審査書の審査結果についての対応の検討

事業者は、準備書に対する審査書の審査結果についての見解の作成に当たって、必要に応じて、環境への負荷の低減を前提として、実行可能な範囲内で事業計画を見直し、環境影響評価を再検討するものとする。

#### (2) 審査書の審査結果についての見解の作成

上記検討結果に基づき、準備書の内容の修正箇所を明らかにした上で、事業者の見解を作成する。

#### (3) 準備書の内容の修正

上記見解に基づき、環境影響評価の見直しを行い、準備書の内容を修正し、評価書を作成する。

### 【解説】

1 評価書の作成は、準備書に準ずる。

2 準備書の内容の修正

準備書に対する市民等の意見や市長の審査意見により、評価書において準備書の内容を修正した事項については、その箇所を明らかにするとともに、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

3 方法書等の変更

条例第 28 条（条例方法書等の変更）第 1 項及び第 65 条（法対象条例方法書等の変更）第 1 項では、事業の実施届出後、事業が完了するまでの間に、方法書、準備書又は評価書に記載された事項について変更しようとするときに、その変更事項について届出を義務付けている。

また、条例第 28 条第 2 項及び第 65 条第 2 項では、上記変更届を行った場合は、事業の区分に応じて条例に基づく手続を再度行わなければならないとしている。

ただし、審査書に基づく内容の変更及び軽微な変更については、例外規定を設けている。

(1) 審査書に基づく内容の変更

方法審査書又は審査書に基づく内容の変更については、条例第 28 条（条例方法書等の変更）第 1 項及び第 65 条（法対象条例方法書等の変更）第 1 項に規定する届出の対象から除外されている。

(2) 軽微な変更等の考え方

条例第 28 条第 2 項及び第 65 条第 2 項では、事業の目的及び内容を修正又は変更しようとする場合には、事業の区分に応じて手続を最初からやり直すことを原則としているが、一方で、事業

者は、環境影響評価の結果、環境負荷の低減を目的として行われる措置等を事業の内容に反映させることが期待されることから、条例施行規則で、一定の範囲の修正又は変更については、環境影響評価その他の手続を再び経ることを要しないこととしている。

手続の再実施を要しない「変更の内容が軽微なものである場合」とは、次のとおりである。

ア 事業ごとに「事業の諸元」を設定し、当該諸元に一定の要件に該当する修正を行う場合

この一定の要件は、事業特性、環境影響評価の実績等を踏まえ、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれはないものとして、規則別表第2に定めたものであり、この要件に該当する場合は再度手続を行う必要はない。

イ 環境への負荷の低減を目的として行われる事業内容の修正の場合

上記アの一定の要件を満たさない諸元の変更であっても、それにより、環境影響が増加するとは考えられないものについては、手続の再実施の対象とはしないものとする。

なお、上記ア及びイの場合であっても、新たな環境影響要因が生じる場合や関係地域が他の行政区に拡大する場合などは、影響の程度に応じて再度手続を行うこととする。

## 2 評価書の構成

以上の手順により得られた検討結果を取りまとめ、概ね、次のような構成で評価書を作成する。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域
- (3) 対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容
- (4) 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と事業者の見解
- (6) 環境配慮計画書に対する審査結果と事業者の見解
- (7) 方法書に対する市民意見等の概要と事業者の見解
- (8) 方法書に対する審査結果と事業者の見解
- (9) 対象事業実施区域及びその周辺地域の概況並びに環境特性
- (10) 環境影響評価項目の選定等
- (11) 環境影響評価（選定項目ごとの調査、予測及び評価の内容及び結果）
- (12) 環境保全のための措置
- (13) 環境配慮項目に関する措置
- (14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (15) 事後調査計画
- (16) 関係地域の範囲
- (17) 準備書に対する市民意見等の概要と事業者の見解
- (18) 準備書に対する審査結果と事業者の見解
- (19) その他

事業の実施に必要な許認可等の種類、評価書の作成者及び業務受託者、事業内に関する問合せ窓口等

- (20) 資料編

## 第7 事後調査報告書の作成手順とその構成

指定開発行為者は、条例第34条（指定開発行為に係る事後調査の実施等）に基づき、また、法対象事業者は、条例第71条（法対象事業に係る事後調査の実施等）に基づき、事後調査を実施し、報告書を作成する。

### 【解説】

事後調査報告書は、評価書に記載した事後調査計画に関する事項に基づき実施した事後調査を整理・解析し、結果をまとめて作成する。

事後調査結果のまとめの考察は、環境保全目標との対比、評価書の予測結果を検証すること等を目的に行うが、事後調査結果が予測と著しく乖離し、大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を検討し、必要な措置を講じたうえで、その効果を検証する。

### 1 作成の手順

#### (1) 事後調査の実施

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し、予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全対策を適切に講ずるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業実施、市による適切な指導及び今後の予測評価技術の向上に資することを目的に実施する。

第1種行為者及び第2種行為者は、予測を行った評価項目の中から次の視点を勘案し、事後調査の項目を選定する。

ア 環境に及ぼす影響の程度が大きいもの

イ 予測の不確実性が大きく、検証を要するもの

ウ 環境保全対策の実施の効果が出現するまでに時間を要し、継続的な監視が必要なもの

エ 効果に係る知見が不十分な新たな環境保全技術を実施した場合に、その技術の実効性について検証を要するもの

オ その他

### 【解説】

#### 1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用後の環境の状況等について調査を実施し、予測評価結果の検証を行うことにより、必要に応じて追加の環境保全のための措置を適切に講ずるとともに、事業者自らによる環境影響評価結果に基づく適正な事業の実施、市による適切な指導及び今後の予測評価技術の向上に資することを目的とする。

#### 2 事後調査の項目の選定

「環境に及ぼす影響の程度が大きいもの」とは、事業の実施に伴う環境への負荷が主な要因となり、予測結果が環境保全目標を超える場合等をいう。

「その他」としては、審査書の審査結果の指摘により検討を加えられたもの等が挙げられる。

#### 3 事後調査の内容

事後調査の内容は、以下のとおりとする。

(1) 環境影響評価の対象とした環境の状況



(2) 上記の環境の状況に係る対象事業による負荷の状況

#### 4 事後調査の地域及び地点

事後調査の地域は、原則として予測地域とする。

事後調査の地点は、予測地点がある場合はこれを基本とする。

予測地点がない場合、予測時期と事後調査の実施時期の気象条件が異なる場合等は、地域の環境を代表する地点、環境影響が最も大きいと想定される地点等適切かつ効果的な地点を設定する。

#### 5 事後調査の実施時点、時期、頻度等

事後調査の実施時点は、工事中にあっては環境に及ぼす影響が最も大きくなる時点、供用開始後にあっては原則として供用開始後から1年、調査項目によっては5年までの間の適切な時点とする。ただし、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査を行う。

調査の期間、時期、頻度等は、環境影響評価における調査手法に準ずるものとする。

#### 6 事後調査の方法

事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ、適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにするものとする。

##### (1) 環境の状況

環境影響評価の対象とした環境の状況については、原則として、現地調査によるものとするが、事後調査地点の近傍に公設の測定地点が存在する場合は、公的機関の調査結果を利用することができる。

測定方法等現地調査の方法は、環境影響評価における調査手法に準ずるものとする。

また、事後調査の実施に伴う環境影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境影響が小さい手法を選定するものとする。

##### (2) 対象事業による環境への負荷の状況

対象事業による環境への負荷の状況については、関係資料の整理・解析による。

#### 7 事後調査報告書の提出時期及び頻度

事後調査報告書は、原則として、調査終了後速やかに報告するものとする。ただし、複数の事後調査の実施時期が近接している場合は、複数の事後調査結果をまとめて報告することができる。

なお、事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境影響が大きい場合には、調査実施後、報告書の作成を待たず、直ちに市に結果を報告することとする。

##### (2) 事後調査実施後の検証

事後調査を行ったときは、その結果について次の視点から予測評価結果を検証するものとする。

ア 予測結果に対し、実際にどの程度の影響があるかを検証する。

イ 環境保全目標が達成されているかについて検証する。

#### 【解説】

事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なる場合には、事業の状況等を勘案し、その理由を検討する。

### (3) 追加的環境保全のための措置等の検討・実施

事後調査の結果が予測評価結果と著しく異なり、環境への影響が大きい場合には、生活環境を保全するための適切な追加的措置を検討し、実施する。その場合、追加的な環境保全のための措置による効果及び環境影響を検討するとともに、再度、事後調査計画を策定し、実施する。

#### 【解説】

事後調査の結果や条例第 38 条の「市長による勧告」に基づき、追加的環境保全のための措置を実施する場合又は環境影響の継続的観察が必要と認められる場合には、再度、事後調査計画を策定し、実施する。

## 2 事後調査報告書の構成

以上の手順により得られた結果を取りまとめ、概ね、次のような構成で事後調査報告書を作成する。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域
- (3) 対象事業の目的及び内容
- (4) 対象事業の実施状況
- (5) 環境保全のための措置の実施状況
- (6) 事後調査の項目及び手法
- (7) 事後調査の結果
- (8) 調査結果の検討結果及び以後講ずる措置
- (9) その他

事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所等

#### 【解説】

##### 1 対象事業の名称、目的及び内容

事業の内容には、評価書に記載した事項の概要を記載する。ただし、評価書の公告以降に、環境影響評価の手続の再実施を要しない変更等を行った場合は、変更内容を明らかにする。

##### 2 対象事業の実施状況

対象事業における工事の進捗状況又は対象事業に係る土地若しくは建築物等の供用の状況を記載する。

##### 3 事後調査の項目及び手法

事後調査計画のうち、実施した（当該報告書に記載した）事後調査の項目を明らかにする。その項目ごとに、調査日時、調査実施者、調査地域及び地点、調査方法等を記載する。

##### 4 事後調査の結果

実施した事後調査の項目ごとに、調査の結果を、予測結果と比較検討が可能なように整理する。

##### 5 調査結果の検討結果及び以後講ずる措置

調査結果が予測結果と著しく異なる場合、その原因の検討結果、追加的な環境保全のための措置

等を検討した場合のその内容及び効果等の検討、事後調査計画を見直した場合の見直し後の事後調査計画等を記載する。

## 6 その他

事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載する。

また、必要に応じて、以後、住民からの苦情等が発生した場合の対応方法、その後の自主的な環境管理計画及び住民等への情報公開方法等について記載する。

## 7 留意事項

事後調査報告書は、次の事項に留意のうえ、作成する。

- (1) 事後調査の結果については、できる限り具体的に記載する。
- (2) 環境影響評価との比較及び考察に当たっては、必要に応じ図表等を用いて明確に示す。
- (3) 希少生物の分布については、公表することを前提に、場所を特定できない形で整理するなどの配慮を行う。



### 第3章 環境保全のための措置



### **第3章 環境保全のための措置**

#### **第1 環境保全のための措置の目的**

環境保全のための措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者が実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び選定項目に係る環境保全目標の達成に努めることを目的として検討するものとする。

#### **【解説】**

環境保全のための措置は、対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、又は必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び環境保全目標の達成に努めることを目的として検討するものである。

このため、環境保全のための措置とは、事業計画検討の段階における環境への配慮や予測の結果に基づき、環境影響を回避し、又は低減するために検討する措置に加え、なお残る環境影響に対して講ずる回避又は低減の措置、代償措置、事後調査の結果に基づいて講ずる追加的措置等、事業者が環境の保全を目的として検討する事項は、そのすべてが「環境保全のための措置」として位置付けられる。

#### **第2 環境保全のための措置の考え方**

環境保全のための措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、代償措置を検討するものとする。

#### **【解説】**

##### 1 検討の考え方

環境保全のための措置は、事業の計画及び実施の各段階に応じ、環境への負荷の回避、低減又は代償の考え方に沿って、事業者が実行可能な範囲内において検討を行うこととする。

##### (1) 回避

事業の全体若しくは一部の配置若しくは内容を変更すること、又は事業の一部を実行しないこと等によって、影響の発生を回避する。

##### (2) 低減

事業の程度又は規模を制限すること、事業の実施方法を変更すること等によって、汚染物質質量や自然の損壊等影響要因の発生の程度を最小化する。

また、汚染物質の除去装置の設置や修景緑化等適切な対策を講ずることにより、発生した影響要因からの影響の程度を最小化する。

##### (3) 代償

事業の実施により損なわれる環境の有する価値を代償するための措置で、次の措置をいう。

ア 損なわれた環境要素を同じ開発区域内で修復、再生する。

イ 損なわれた環境要素と同等又はそれ以上の機能、価値を有する代替の環境要素を近傍において確保、提供又は創出する。

##### 2 検討結果の検証

環境保全のための措置の検討を行ったときは、環境保全のための措置についての複数の案の比較

検討、実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうか等の環境保全のための措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理する。

### 第3 環境保全のための措置の検討における留意事項

環境保全のための措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるよう整理するものとする。

- 1 環境保全のための措置の内容、実施期間、実施主体及び実施の方法
- 2 環境保全のための措置の効果及び必要に応じて不確実性の程度
- 3 環境保全のための措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
- 4 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 5 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全のための措置により創出される環境に関し、それぞれの場所並びに損なわれ、又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容
- 6 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

#### 【解説】

##### 1 基本的な留意事項

環境保全のための措置については、具体的な効果が確認できるよう、環境の保全及び創造のための措置の内容、実施期間、実施主体等の実施の方法をできる限り詳細に示すとともに、環境の保全及び創造のための措置の効果（環境の保全及び創造のための措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を含む。）、不確実性の程度、環境の保全及び創造のための措置の実施に伴って生ずるおそれのある環境影響等を一覧できるよう整理する。

##### 2 代償措置に関する留意事項

環境影響を回避し、又は低減するための検討を行ったが、その結果やむを得ず残る影響について代償のための措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるか否かを検討し、その結果を明らかにするとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類、内容等を検討するものとし、代償措置の効果及び実施が可能と判断した根拠を可能な限り具体的に明らかにできるよう整理する。

##### 3 検討経過に関する留意事項

環境保全のための措置の検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討段階における環境保全のための措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理するものとする。特に、より早い段階からより幅広い措置を対象として検討し、様々な検討を積み重ね特定の措置に絞り込まれることを説明することは極めて重要であり、時系列に沿って段階的に措置の内容が変化していること、その理由や背景が説明されることがより適切な情報の提供となる。具体的には、方法書前段階では、A、B、Cの3種類の環境保全のための措置が検討されたが、効果の大きさを再精査し、方法書を検討する段階で、A、Bの2種類の環境保全のための措置に絞り込むことにし、更に、維持・管理等の観点を考慮し、準備書の段階で、最終的にAの環境保全のための措置に絞り込むこと等が挙げられる。



## 第4章 環境影響評価関連図書作成及び説明会開催 に関する留意事項



## 第4章 環境影響評価関連図書作成及び説明会開催に関する留意事項

### 第1 環境影響評価関連図書作成上の留意事項

第2章で行った環境影響評価等の結果をまとめ、縦覧等に供するための図書を作成することになるが、環境配慮計画書から事後調査結果報告書までの一連の図書作成に当たって、共通する留意事項は次のとおりである。

- 1 図書の体裁は、原則としてA4版縦の用紙に横書きとし、本文の文字は10ポイント以上とすること。なお、図表等についてA4版を超える用紙を使う場合には、A4版縦の折り込みにする。
- 2 図書の作成に当たっては、記載内容について十分検討し、一貫性のある内容となるよう配慮する。客観的な事実とそれを基に推論した見解とは、明確に区別する。
- 3 図書の作成に当たっては、広く一般市民が理解できるよう、分かりやすく簡潔・平易な表現を用い、学術用語、法令用語等には注釈を付ける。また、視覚的表示などを活用して、理解しやすい内容となるよう配慮する。
- 4 図書に用いる資料については、その出典（著者名、名称、調査年等）を明らかにするとともに、できる限り信頼性の高い著者の最新のものを使用する。  
また、技術的・専門的な分析資料及び膨大となる資料は、原則として、目録を付した付属資料とし、脚注で示すよう配慮する。
- 5 調査において、貴重な生物等が確認された場合には、これらの盗掘などを避けるため、図書の記載に当たっては、確認された場所を範囲で示すなどの工夫をするよう配慮する。
- 6 縦覧に供する図書の内容を市がホームページで公表できるよう電子データ化（PDF形式等）する。

#### 【解説】

電子データ化に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 1つのファイルの容量が市の指定する容量を超えないよう必要に応じて分割する。
- 2 著作権上の問題が生じないように、特に地図、写真、図形など他人の著作物が含まれる場合には、その著作権にも十分留意する。

### 第2 説明会開催に関する留意事項

説明会の開催に当たっての留意事項は次のとおりである。

- 1 説明会の開催場所は、原則として関係地域内とする。関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、できる限り関係地域に近い場所を選定する。
- 2 説明会の周知は、図書縦覧開始後速やかに行い、各戸配布による方法又は新聞による方法（掲載又は折込）を基本とする。
- 3 説明会は、説明会開催の周知後、概ね1～2週間後に開催する。

#### 【解説】

説明会は、環境配慮計画書、法対象条例方法書、条例準備書及び法対象条例準備書について開催が義務づけられており、条例方法書については周知方法の1つとして事業者が任意に選択するものである。

### 1 説明会の開催場所

関係住民が参加しやすい場所で行う必要があることから、開催場所は関係地域内とした。また、開催日、収容能力等の都合で、関係地域内で施設の確保ができない場合は、交通の利便性等を考慮して場所を選定する。

### 2 説明会の周知及び開催日

多くの関係住民が参加できるよう、説明会開催日まで一定の周知期間を確保するものである。

### 3 その他

環境配慮計画書の説明会の開催場所や周知については、同手続を行う事業は公共性の高い事業であることを踏まえ、より適切に実施するよう配慮すること。